

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年9月4日（平成26年（行情）諮問第474号）

答申日：平成28年7月25日（平成28年度（行情）答申第221号）

事件名：「原発労働者の放射線被ばくによる疾病に係る労災認定状況」の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「原発労働者の放射線被ばくによる疾病にかかる労災認定状況（昭和51年度以降，平成26年2月末現在）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成26年4月23日付け厚生労働省発基労0423第2号により，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

累積被ばく線量を開示すべきである。

なぜなら，平成23年4月27日には，開示している（別添省略）。

ほとぼりがさめたら，隠すという典型的な隠蔽体質は度しがたい。

個人識別もありえないし，それなら23.4.27記者資料をどう説明するのであろうか。

また，厚生労働省自身，「1 公表の趣旨 1（1）公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して，石綿ばく露作業に従事していた可能性があることの注意を喚起する，2（2）公表事業場の周辺住民の方々，ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする，3（3）関係省庁，地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供するという観点から行うものです。」と述べている。石綿問題の次は，原発など放射線被害である。石綿は会社名まで公表されているのであって，被ばく線量の公表は何ら問題ないし，石綿の公表の仕方に比較したら，むしろ隠蔽は全く不当である。

(2) 意見書

諮問庁の主張は、バランスを欠いている。

要は、事案が少数だから、労働者を特定できるというものである。これは労災認定が少数だというだけで、関係労働者の数は、元請・下請の重層構造の中では膨大だし、労災認定されるべき、労働者が埋もれている。

放射線影響協会のHPより、放射線業務従事者数（医療業務被ばく数の多くが含まれていないと思われる。）、東電のHPより、福島第一原発の放射線業務者数を資料（省略）として同封する。

それらを見ると、万単位の労働者が従事しているので、同僚や会社によって、労働者が特定されるというのは、およそ非現実的である。

石綿関連肺がんに係る医学的所見と同じく、被ばく線量や職種が機微に触れる情報とも言い得ない（平成25年度（行情）答申第155号参照）。

労災認定された労働者と同様の線量を被ばくした労働者の数は膨大だが、放射線による職業がんになり患した労働者は、埋もれていると考えられる。

むしろ、石綿労災のように、労災認定状況を公開して、被災者を掘り起こすべきである。

なお、国家公務員の石綿公務災害について、同封資料（省略）のとおり、詳細が明らかにされており、それに照らし、このような一般的な線量や職種の開示は当然である。

福島の事故以来、被ばく労働者が増え続けており、被災労働者を救済すべきであって、そのdataを隠蔽するのは許されない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯について

(1) 本件異議申立人は、平成26年3月25日付け（同月26日付け受理）で、厚生労働大臣に対して、法4条に基づき、「労災、電離放射線による疾病業務上・業務外にかかわる認定年、件数、累積被ばく線量、職種、ばくろ状況、疾病名について、総括したものとそうでないものにかかわらず、把握しているすべての文書・情報一切。」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求について、行政文書開示請求書の項目1「請求する行政文書の名称等」の記載内容により、厚生労働省内を探索した結果、①原発労働者の放射線被ばくによる疾病に係る労災認定状況1件、②電離放射線による疾病の労災補償状況（昭和51年度～）1件、③平成20～25年度電離放射線障害の業務上外に関する検討会報告書（個別事案報告書）6件、④平成23年4月27日に行われた記者勉強会資料一式1

件の計 9 件の行政文書を保有していることが判明したので、平成 26 年 3 月 28 日付けで、開示請求者である異議申立人に連絡し、求めるものが上記 9 件の行政文書であることの確認を得た上で、異議申立人の了解の下、項目 1 について上記①から④のとおり記載内容の追記補正を行った。そして、厚生労働大臣は、同年 4 月 23 日、当該補正に基づき複数の行政文書開示決定（厚生労働省発基労 0423 第 2 号ないし第 9 号）を行った。

なお、上記④の行政文書については、厚生労働省において、平成 23 年 4 月 27 日に記者勉強会を実施した際、記者に対して無償で配布した資料であることから、法に基づく開示請求を行うまでもなく情報提供できるものであると判断し、行政サービスによる該当文書の提供を行うこととし、その余の上記①から③までの行政文書について、法に基づく開示決定を行った。

- (3) これに対し、本件異議申立人は、このうち上記(2)①の本件対象文書に係る原処分を不服として、平成 26 年 6 月 8 日付け（同月 10 日付け受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、原処分において不開示とした部分（累積被ばく線量）については、法 5 条 1 号に該当することから、不開示を維持することが妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、昭和 51 年度以降、平成 26 年 2 月末までの期間において、原子力発電所において業務に従事した労働者に関し、電離放射線による疾病の労災認定状況を認定年度ごとにまとめたものであり、労災認定された労働者個人の労災の「認定年度」、「疾病名」及び「累積被ばく線量」が記載されている。

(2) 不開示情報該当性について

本件不開示部分は、本件対象文書における「累積被ばく線量」であり、「認定年度」及び「疾病名」については既に開示されている。

ア 他の情報との照合による特定個人の識別—その 1

個人の被ばく線量は、電子線量計やガラスバッジ・ルクセルバッジなどの個人線量計により測定される。電子線量計は被ばく線量をリアルタイムで表示するため、装着している本人はもとより、共に働いている同僚労働者も線量を視認することが可能である。また、同僚労働者は同種同様の電離放射線業務に、同様の防護環境下で同時間従事することとなることから、放射線源からの距離やばく露時間もほぼ同様になるものと考えられ、被ばく線量は近似値となること

から、自らの被ばく線量を知る労働者は、他の共に働いた労働者のおおよその被ばく線量について類推することが可能である。

電離放射線障害による労災認定事案が少数である中、本件対象文書において既に開示されている認定年度や疾病名に加え、被ばく線量を開示した場合、同僚労働者にとって被災労働者を特定することが可能となることとなる。

なお、同僚等関係者が被災労働者を特定できることとなる情報の法5条1号該当性につき、平成16年度（行情）答申第53号の第5の2の（2）に同旨。事案が少数である場合について、平成19年度（行情）答申第413号の第5の2の（1）に同旨。事案が少数である場合及び特定範疇の者にとって容易に入手しうる情報も法5条1号にいう「他の情報」に該当することにつき、大阪高等裁判所平成24年11月29日判決に同旨。「他の情報」とは一般に容易に入手し得る情報のみに限定されるものではないことにつき、東京高等裁判所平成20年12月17日判決及び名古屋高等裁判所平成15年5月8日判決に同旨。

イ 他の情報との照合による特定個人の識別－その2

法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであることから、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されない。諮問庁においても、開示請求者が事業場の担当者等、他の労働者の被ばく線量等を知り得る者であるか否かは開示・不開示の判断に当たって考慮しない。事業場担当者等は、その保有する情報や、他に開示請求で得られる情報と被ばく線量を照合することにより、被災労働者を特定することができることとなる。これまでも電離放射線障害の業務上外に係る行政文書の開示請求が行われているが、請求者が誰であっても「認定年度」、「傷病名」、認定年度ごとの「認定者数」、「年度合計」、労災認定した労働基準監督署を管轄する「都道府県労働局名」、「労災請求年月日」、「労災請求の種類（療養補償給付・休業補償給付・遺族補償給付）」を開示しているところである（異議申立人に対し、平成26年4月23日付けで同時に開示決定を行った厚生労働省発基労0423第3号から第9号までにおいても同様）。

電離放射線障害による労災認定事案が少数である中、本件対象文書において既に開示されている認定年度、疾病名に加え、被ばく線量を開示した場合、開示請求者にとって被災労働者を特定することが出来ることとなる（事案が少数である場合について、平成19年度（行情）答申第413号の第5の2の（1）同旨）。

ウ 機微情報該当性

さらに、個人の被ばく線量については、通常他人に知られたくない情報と考えられ、平成19年度（行情）答申第262号の第5の2の（3）のアの（エ）において、「請求人及び同種労働者の被ばく線量（中略）等、通常人には知られたくない請求人の機微にわたる情報が記載されている。これらを公にすると、個人識別部分を除いたとしても、請求人及び同種労働者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできず、不開示が妥当である」との答申がなされている（平成25年度（行情）答申第210号の第5の2の（1）ウ同旨）。

また、被ばく線量を開示することにより、個人が特定されると、被災労働者（又は遺族）が労災保険給付の請求を行ったことが知られることとなる。労災保険給付の請求を行ったという事実は、通常他人に知られたくない情報であると考えられ、被ばく線量を公にすることにより被災労働者（又は遺族）の権利利益を害するおそれがあるものである。

エ 小括

以上の理由から、累積被ばく線量については、それだけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあり、また公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当せず、法6条2項による部分開示の余地もないので、不開示とすべきものである。

（3）異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書の中で、「累積被ばく線量を開示すべきである。なぜなら、平成23年4月27日には開示している。」と主張する。

異議申立人が上記主張とともに、異議申立書に添付してきた資料（省略）は、本件開示請求に対し、行政サービスによる文書の提供を行った上記1（2）④の行政文書と同一のものである。

当該文書については、東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を契機として、全国の原子力発電所で働く労働者に関して、放射線被ばくによる労災認定事案についての問い合わせが諮問庁に多く寄せられ、国民の関心が高まっていると判断されたため、平成23年度までの放射線障害による労災認定状況について、認定年度は記載せず、累積被ばく線量の多い順に機械的に記載することによって、個人が特定されないように配慮した上で、取りまとめたものである。

また、記者勉強会においては、当該文書以外は資料として配布せず、

また、認定年度等に係る質問についても、個人を特定するおそれがあることから回答しないこととして、上記（２）のように他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれが生じないような措置を講じた上で、被ばく線量について公表したものである。

よって、全く異なった条件下で行われた情報開示であり、同一に論じることができないものであるため、異議申立人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書のうち累積被ばく線量については、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年9月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 同月30日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成28年6月16日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「原発労働者の放射線被ばくによる疾病にかかる労災認定状況（昭和51年度以降、平成26年2月末現在）」である。

処分庁は、本件対象文書のうち、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書において、「同僚労働者は同種同様の電離放射線業務に、同様の防護環境下で同時間従事することとなることから、放射線源からの距離やばく露時間もほぼ同様になるものと考えられ、被ばく線量は近似値となることから、自らの被ばく線量を知る労働者は、他の共に働いた労働者のおおよその被ばく線量について類推することが可能である。」、「電離放射線障害による労災認定事案が少数である中、本件対象文書において既に開示されている認定年度や疾病名に加え、被ばく線量を開示した場合、同僚労働者にとって被災労働者を特定するこ

とが可能となることとなる。」旨説明する。

- (2) また、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3））で、異議申立人が異議申立書の中で「累積被ばく線量について、平成23年4月27日に開示している。」と主張していることについては、「平成23年度までの放射線障害による労災認定状況について、認定年度は記載せず、累積被ばく線量の多い順に機械的に記載することによって、個人が特定されないように配慮した上で、取りまとめたものである。」と説明する。
- (3) さらに、当審査会事務局職員をして、諮問庁に、詳細について確認させたところ、諮問庁は、「原発労働者の放射線被ばくによる疾病に係る労災認定事案が少数である中、職種、認定年度、疾病名及び被ばく線量を併せて開示した場合、被災労働者を特定することができることとなるため、当該情報を併せて公表等をしたことはない。」と説明する。
- (4) 以上の諮問庁の説明を踏まえて検討すると、本件対象文書の不開示部分は、放射線被ばくによる疾病が労災認定された労働者個人の累積被ばく線量であり、一般的に他人に知られたくない私的な情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該労働者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉 裕子, 委員 渡井理佳子